

逐条解説 新型コロナウイルス等対策特別措置法 ● 目次

第一編 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定とその背景

第一章	新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定経緯	3
-----	------------------------	---

一	新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定背景	3
---	------------------------	---

二	法の制定経緯	5
---	--------	---

第二章	法の概要	7
-----	------	---

一	法の概要	7
---	------	---

二	新型コロナウイルス等対策の一体的な実施について	10
---	-------------------------	----

三	法の適用対象となる感染症の範囲について	11
---	---------------------	----

第二編 逐条解説

第一章	総則	15
-----	----	----

目的（第一条関係） 15

定義（第二条関係） 16

国、地方公共団体等の責務（第三条関係） 34

事業者及び国民の責務（第四条関係） 38

基本的人権の尊重（第五条関係） 40

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等…………… 42

行動計画・業務計画（第六条―第九条関係） 42

物資及び資材の備蓄等（第十条関係） 53

災害対策基本法の規定による備蓄との関係（第十一条関係） 54

訓練（第十二条関係） 55

知識の普及等（第十三条関係） 61

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置…………… 62

新型インフルエンザ等の発生等に関する報告（第十四条関係） 62

政府対策本部の設置（第十五条関係） 63

政府対策本部の組織（第十六条関係） 66

政府対策本部の所掌事務（第十七条関係）	70
基本的対処方針（第十八条関係）	71
指定行政機関の長の権限の委任（第十九条関係）	75
政府対策本部長の権限（第二十条関係）	76
政府対策本部の廃止（第二十一条関係）	78
都道府県対策本部の設置及び所掌事務（第二十二条関係）	79
都道府県対策本部の組織（第二十三条関係）	81
都道府県対策本部長の権限（第二十四条関係）	83
都道府県対策本部の廃止（第二十五条関係）	86
条例への委任（第二十六条関係）	87
指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求（第二十七条関係）	87
特定接種（第二十八条関係）	89
停留を行うための施設の使用（第二十九条関係）	102
運航の制限の要請等（第三十条関係）	106
医療等の実施の要請等（第三十一条関係）	108

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置……………

第一節 通則……………

新型インフルエンザ等緊急事態宣言等（第三十二条関係） 115

政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示（第三十三条関係） 123

市町村対策本部の設置及び所掌事務（第三十四条関係） 125

市町村対策本部の組織（第三十五条関係） 127

市町村対策本部長の権限（第三十六条関係） 128

準用（第三十七条関係） 130

特定都道府県知事による代行（第三十八条関係） 132

他の地方公共団体の長等に対する応援の要求（第三十九条関係） 134

他の地方公共団体の長等に対する応援の要求（第四十条関係） 136

事務の委託の手續の特例（第四十一条関係） 137

職員の派遣の要請（第四十二条関係） 142

職員の派遣義務（第四十三条関係） 146

職員の身分取扱い（第四十四条関係） 148

第二節 まん延の防止に関する措置……………

感染を防止するための協力要請等（第四十五条関係）	156
住民に対する予防接種（第四十六条関係）	169
第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置……………	177
医療等の確保（第四十七条関係）	177
臨時の医療施設等（第四十八条関係）	178
土地等の使用（第四十九条関係）	190
第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置……………	192
物資及び資材の供給の要請（第五十条関係）	192
備蓄物資等の供給に関する相互協力（第五十一条関係）	193
電気及びガス並びに水の安定的な供給（第五十二条関係）	194
運送、通信及び郵便等の確保（第五十三条関係）	196
緊急物資の運送等（第五十四条）	198
物資の売渡しの要請等（第五十五条関係）	201
埋葬及び火葬の特例等（第五十六条）	207
新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等（第五十七条関係）	216
金銭債務の支払猶予等（第五十八条関係）	228

生活関連物資等の価格の安定等（第五十九条関係） 232

新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資（第六十条関係） 235

通貨及び金融の安定（第六十一条関係） 238

第五章 財政上の措置等……………

損失補償等（第六十二条関係） 240

損害補償（第六十三条関係） 247

医薬品等の譲渡等の特例（第六十四条関係） 256

新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁（第六十五条関係） 257

特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁（第六十六条関係） 258

他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁（第六十七条関係） 259

特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁

（第六十八条関係） 261

国等の負担（第六十九条関係） 262

新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置（第七十条関係） 269

第六章 雑則……………

公用令書の交付（第七十一条関係）	270
立入検査等（第七十二条関係）	277
特別区についてのこの法律の適用（第七十三条関係）	280
事務の区分（第七十四条関係）	280
政令への委任（第七十五条関係）	284
第七章 罰則	285
罰則（第七十六―第七十八条関係）	285
附則	288
施行期日（附則第一条関係）	288
検討（附則第二条関係）	289
地方自治法の一部改正（附則第三条関係）	289
地方財政法の一部改正（附則第四条関係）	290
復興庁設置法の一部改正（附則第五条関係）	292

第三編 法 令

●新型コロナウイルス等対策特別措置法

(平成二十四年五月十一日法律第三十一号)

297

●新型コロナウイルス等対策特別措置法の施行期日を定める政令

(平成二十五年四月十二日政令第二百一十一号)

333

●新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令

(平成二十五年四月十二日政令第二百二十二号)

334

●新型コロナウイルス等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令

(平成二十五年四月十二日厚生労働省令第六十号)

347

●新型コロナウイルス等対策特別措置法第五十六条第二項の規定により特定都道府県知事が行う埋葬又は火葬の方法を定める告示

(平成二十五年四月十二日厚生労働省告示第四百四十二号)

350

● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件	(平成二十五年四月十二日内閣総理大臣公示)	351
● 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める件	(平成二十五年四月十二日内閣総理大臣公示)	353
● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成十年十月二日法律第百十四号)	356
● 予防接種法	(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)	423
● 検疫法	(昭和二十六年六月六日法律第二百一号)	434

第四編 参考資料

○新型コロナウイルス等対策特別措置法案に対する附帯決議

(平成二十四年三月二十八日衆議院内閣委員会)

457

○新型コロナウイルス等対策特別措置法案に対する附帯決議

(平成二十四年四月二十四日参議院内閣委員会)

458

○新型コロナウイルス等対策有識者会議中間とりまとめ

(平成二十五年二月七日)

461